

相模原市耕作放棄地対策協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、相模原市耕作放棄地対策協議会（以下「市協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 市協議会は、主たる事務所を相模原市中央区中央2丁目11番15号に置く。

(目的)

第3条 市協議会は、行政機関、農協等と密接な連携のもと、耕作放棄地の再生利用に資することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 市協議会の活動の範囲は、相模原市の区域とする。

(事業)

第5条 市協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 耕作放棄地再生利用に関すること。
- (2) その他市協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 市協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、総会の承認を得たものをもって組織する。

- (1) 相模原市
- (2) 相模原市農業委員会
- (3) 相模原市農業協同組合
- (4) 津久井郡農業協同組合
- (5) 神奈川県県央地域県政総合センター地域農政推進第一課
- (6) 神奈川県県央地域県政総合センター地域農政推進第二課
- (7) 神奈川県県央地域県政総合センター農地課
- (8) 神奈川県農業技術センター北相地区事務所

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく市協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第8条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 前項の役員は、第6条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 9 条 会長は、会務を総理し、市協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は、1 年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第 11 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 12 条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、市協議会はその総会の開催の日の 7 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第 13 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(総会の種別等)

第 14 条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

4 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の 9 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第 9 条第 3 項第 2 号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 15 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 1 6 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第 1 8 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の議決事項)

第 1 7 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第 5 条の事業の実施に関すること。

(5) その他市協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第 1 8 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(1) 市協議会規約の変更

(2) 市協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 1 9 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに市協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を市協議会に提出しなければならない。

4 第 1 6 条第 1 項及び第 4 項並びに前条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 0 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、相模原市農業委員会事務局に事務局を置く。

2 市協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、相模原市農業委員会事務局次長とする。

4 市協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第22条 市協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

(2) 会計処理規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(6) その他総会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 市協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 市協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第24条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 市協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 神奈川県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)からの交付金

(2) 相模原市からの補助金

(3) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 市協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程による。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 市協議会の事務に要する経費は、第25条各号の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 市協議会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(監査等)

第 2 9 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産台帳

2 監事は、前項の書類の提出があったときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 3 0 条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知。以下「放棄地実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2208 号農林水産省農村振興局長通知。以下「放棄地実施要領」という。）、神奈川県耕作放棄地対策協議会業務方法書等の規定で定める書類を県協議会長に提出しなければならない。

第 7 章 市協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第 3 1 条 この規約を変更する場合は、県協議会長の承認を受けなければならない。

(届出)

第 3 2 条 第 2 2 条各号に掲げる規程に変更があった場合は、市協議会は、遅滞なく県協議会長に届け出なければならない。

(事業終了後及び市協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 3 3 条 第 5 条各号の事業が終了した場合及び市協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては県協議会長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て市協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

第 3 4 条 放棄地実施要綱、放棄地実施要領その他この規約に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 2 2 年 4 月 2 7 日から施行する。

2 市協議会の設立初年度の役員を選任については、第 8 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 1 0 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 3 年度の通常総会終了の日までとする。

3 市協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 2 8 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 市協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年4月25日から施行する。